

第2節 森林を活用した温室効果ガスの吸収促進

1 森林資源の保全と利用【県産材活用課、森づくり課】

(1) 森林の現状

本県の森林面積は約31万haで、県土の75%を占めており、全国平均の67%と比べ割合は高くなっています。このうち民有林*1のスギを中心とする人工林は約12万haとなっています。

これらの森林は、木材の供給のほか、県土保全や水源かん養、保健休養の場の提供などさまざまな公益的機能を有しており、近年では特に地球温暖化防止という観点から、二酸化炭素の吸収源としての役割が期待されています。

平成20年3月に改定された「京都議定書目標達成計画」では、森林吸収量の目標である1,300万炭素トンを確保するため、平成19年度から平成24年度までの6年間に、国全体で計330万haの間伐*2を実施することを目標とし、年間55万ha程度の間伐が実施されています。

県においては、年間約5,000haの間伐を実施しています。

(2) 多様な森林整備

本県においては、昭和40年代から本格的に植林を進めてきた結果、約12万haのスギ等の人工林が造成されました。

森林の有する公益的機能を発揮していくためには、森林・林業の再生を通じ、間伐等の森林整備を持続的に実施していくことが求められています。

このため、本県、森林・林業の再生を図ることを目的に平成22年に策定した「ふくいの元気な森・元気な林業戦略」に基づき、林業を産業として再

○ 新規植林：過去50年間森林がなかった土地に植林



○ 再植林：1990年以前に森林でなかった土地に植林



○ 森林経営：持続可能な方法で森林の多様な機能を十分に発揮するための一連の作業



図3-1-16 京都議定書で吸収源と認められる森林

生を目指す「経済林」と多面的機能を発揮する「環境林」の2つの側面に応じ取組みを展開しています。

「経済林」については、持続的な木材生産活動を通じ、健全な森林を維持するため、集落単位で効率的な木材生産を計画的に進める「コミュニティ林業」を中心に間伐等を実施しています。

また、「環境林」については、自然災害や鳥獣害から私たちの暮らしを守るなど、多面的な機能を発揮する森づくりを進めるため、治山事業などによる公的な間伐や、鳥獣の生息地となる奥山等の針広混交林化を進めています。

表3-1-17 民有林*1における間伐実績一覧表

年度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
面積 (ha)	3,965	3,534	4,687	4,856	5,208	5,202	5,212	5,205	5,011	5,200 (計画)

*1 民有林：国有林以外の森林。民有林は、都道府県・市町村・財産区で所有する公有林と、個人、会社、団体などが所有する私有林とに区分されます。

*2 間伐：林内が樹冠により閉鎖し、林木相互間の競争が始まった後、目的樹種を主体にその一部を伐採して林分密度を調節することにより、林木の利用価値の向上と下層植生の発達を促し、表土の流出の防止など森林の有する諸機能の維持増進を図るための伐採のことをいいます。

(3) 森林保全と管理

山村地域では、過疎化や高齢化が進む一方、県民が森林をレクリエーションの場等として積極的に利活用する機会が多くなり、これら入込者数は年々増加しています。このため、山火事の未然防止、ごみの不法投棄や違法伐採を早期発見する監視活動が不可欠であり、県においては森林保全巡視員(H24:5名)を配置し、関係機関と連携しながら森林パトロールを実施しています。

また、森林に起因する災害を未然に防止するため、山地を抱える807集落に山地災害情報モニター(H24:1,209名)を配置し、災害の予兆や発生に関する情報収集を行うとともに防災意識の啓蒙普及に努めています。



山地災害を未然に防止するためのパトロール

なお、公益的な機能を発揮する重要な森林は保安林に指定し管理することとし、保安林以外の森林において開発行為が行われる場合には、許可制度を適用して指導・監督することで、安全で安心できる生活環境を保全しています。

(4) 県民参加の森林づくり

森林からの多様な恩恵は、全県民が享受するものであり、森林の整備・保全を社会全体で支えていくことが必要であるため、健全な森づくりへの直接参加、個人や企業等からの活動支援、地元の木を伐って使う等の取組みを「緑と花の県民運動」の一環として積極的に推進しています。

このため、春季と秋季に行っている「緑の募金活動」、森づくりの日に開催されている「みどりと花の県民運動大会」、坂井市で開催される木と花と緑

の祭典「フラワーグリーンフェア」、地域住民が自ら地域にゆかりのある花木などからなる憩い森「ふるさとの森」を造成・整備する活動を支援する事業等を通じて、県民参加の森林づくり意識の喚起を図っています。



みどりと花の県民運動大会(あわら市)

次世代を担う「緑の少年団」や県民誰もが自然を知り、森林や緑の大切さを学ぶことができる活動場所として、福井市脇三ヶ町にある県有林を「体験の森」として整備し、森林環境教育活動を推進しています。

(5) 森林整備を担う人材の育成

森林の整備を適切に推進していくためには、森林生態系に配慮した多様な森林施業等を行える知識、技術を有した森林整備を担う人材を確保・育成する必要があります。

このため、平成9年度から、新規就業者を対象に職業訓練研修を行い、林業作業に必要な基本的な知識、技術、技能を修得して安全に施業を行うことができる人材を「フォレストワーカー」として育成し、現在、67名(H24.3)が活躍しています。



森林整備を担う人材を育成するための研修

表3-1-18 フォレストワーカーの就業状況と研修受講者数(平成24年3月末現在)

(単位:人)

	採 用 年 度															合 計
	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	
フォレストワーカー 就業者数	5	4	3	3	6	5	8	2	4	4	8 (1)	10 (1)	5 (4)	0 (14)	0 (10)	67 (30)

(注1) () は研修受講者数。

(注2) H9からH22までに認定された森林施業士もフォレストワーカーとして登録されている。